

広島県公安委員会告示第53号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）第6条に定める技術上の規格に適合していると認めるので、規則第9条第1項の規定により告示する。

令和7年7月22日

広島県公安委員会
委員長 西 野 泰 代

検定 番号	検 定 の 有 効 期 間	遊技機の 種 類	型 式 名	申 請 者 名 （ 住 所 ）	製造業者名 （ 住 所 ）
5 P 05 30	告示の日 （令和7年7 月22日）から 3年間	ぱちんこ 遊技機	eいせれば J S A	株式会社 J F J 代表取締役 松下 智人 （大阪府大阪府中央区内本 町一丁目1番4号）	左同